

市町村特定家畜伝染病対策マニュアル（例）

平成 年 月 日 策 定

I 目的

このマニュアルは、本市（町村）において特定家畜伝染病（家畜伝染病予防法第 3 条の 2 に定められている疾病の内、口蹄疫、豚コレラ、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ等が発生した場合又は本市（町村）に移動の規制区域が生じた場合若しくは他県において本病が発生し市（町村）内畜産業への影響が懸念される場合、市（町村）としてすべき本病の防疫対策を定めるものである。

なお、市（町村）が行う対策については、大分県や近隣自治体と緊密に連携を図るものとし、各部署は、市町村長の指示の下、防疫活動を迅速かつ適切に実施するため、相互に十分な連携を図ることとする。

II 対策方針

- 1 平素から家畜保健衛生所と連携を図り、家畜等飼養者に対する消毒の徹底及び防鳥ネットの設置等の指導を行い本病の発生を予防する。また、本病発生を想定した防疫演習及び庁内研修会等を実施し、発生時の対応に備える。
- 2 市（町村）内で特定家畜伝染病の発生が確認された場合、本市（町村）長を本部長とする「市町村特定家畜伝染病対策本部」（以下「市町村対策本部」という。）（資料 1）を設置するものとする。
- 3 特定家畜伝染病発生時には、殺処分及び移動制限等により、本病の撲滅を図り、常在化を防止する必要があることから、県、隣接市町村及び関係団体と連携し、迅速かつ徹底した防疫措置を講じ、早期に終息を図るものとする。
- 4 市（町村）は、県の講じる措置に発生市町村として協力するとともに、市（町村）民生活の不安解消や風評被害対策を図るため、広報活動や市民相談などを行う。

III 通常時の取り組み

1 家畜等飼養者に対する指導

家畜等飼養者に対して、県と連携を図り、本病対策として以下のとおり指導を実施する。

- (1) 異常畜発見時の通報義務の徹底及び飼養衛生管理基準（資料 2）の遵守指導
- (2) 本病発生時の農場対応指導（焼埋却場所等の選定等）

- (3) 本病に関する研修会や予防対策指導の実施
- (4) パンフレット等の配布
- (5) 家畜等飼養者等（家きん以外の鳥類（愛玩鳥等）飼養者を含む。）の把握
- (6) その他県が実施する指導等に対する協力

2 防疫演習・庁内研修会の実施

特定家畜伝染病発生を想定した防疫演習を実施するとともに、庁内において研修会を開催する。

3 集合施設及び車両等の把握

特定家畜伝染病が発生した場合に備え、防疫作業等に提供可能な本市（町村）保有の集合施設及び車両（バス、トラック、重機等）について把握しておき、県からの要請時に速やかに対応できる体制を整える。

4 市民等への啓発・情報提供

特定家畜伝染病に関する情報を積極的に収集し、以下のとおり広報紙等の手段を活用して市（町村）民に対し情報を提供する。

- (1) 市政だより等の広報紙の活用
- (2) 市（町村）のホームページの活用

IV 発生時の対応

1 異常家畜発見時の対応

(1) 異常家畜等の通報

ア 市（町村）は、獣医師又は家畜の飼養者等から異常畜通報を受けた場合、速やかに本市（町村）を管轄する家畜保健衛生所（以下「家保」という。）に連絡する。

イ 家保が実施する立入検査に協力するとともに、緊急連絡体制及び当該農場周辺の家畜等飼養者（家きん以外の鳥類（愛玩鳥等）飼養者を含む）のリストアップ等を行う。

2 おそれ畜決定時の対応

(1) 市町村対策本部の設置

大分県特定家畜伝染病総合対策本部（以下「県対策本部」という。）の大分県特定家畜伝染病防疫対策部から、市町村対策本部の設置要請を受け、市（町村）長を本部長とする市町村対策本部を設置する。

(2) 市町村対策本部の対応

ア 県対策本部及び県現地対策本部へ連絡員を派遣し、情報収集及び各対策本部との調整を行う。

イ 県現地対策本部と連携し、以下の項目について協議する。

- ・当該農場での作業場所の選定及び給排水設備等について
 - ・処分家畜等の焼埋却候補地の選定について
 - ・当該農場防疫作業に必要な集会場等の候補施設の選定について
 - ・必要人員及び必要資材・機材等の確認及び調整について
 - ・移動制限区域にかかる地域又は地区の決定について
- ウ 関係団体及び市（町村）内各区長等に連絡し、市町村対策本部設置の周知及び防疫活動に対しての協力の要請を行う。
- エ 移動制限予定区域内の家畜等飼養者に対し、広報及び防災無線等による移動自粛の周知徹底を行う。
- オ 県現地対策本部と連携し、集会場の設営を行う。
- カ 当該農場周辺住民への説明会の準備を行う。
- キ 市民相談窓口の設置準備を行う。

2 疑似患畜又は患畜確定時の措置等

(1) 市町村対策本部会議の開催

疑似患畜又は患畜確定時に市町村対策本部会議を開催し、防疫対応の確認を行う。

(2) 市町村対策本部の対応

移動制限区域内の家畜等飼養者に対し、広報及び防災無線等による移動制限の周知徹底を行う。

(2) 発生農場での初動対応

ア 県現地対策本部と連携し、畜舎及び畜舎周辺等の緊急消毒を行う。

イ 県現地対策本部と連携し、各作業場設営を行う。

(3) 集会場での対応

集会場に動員された職員は、県現地対策本部の指示に従い下記の作業等に従事する。

ア 駐車場での車両誘導

イ 動員者の誘導及び受付

ウ 集会場の運営及び維持管理

エ 集会場と発生農場間の動員者及び資材の輸送

(4) 発生農場での対応

各作業に動員された職員は、県現地対策本部の指示に従い下記の防疫作業等に従事する。

ア 作業場での給排水の確保

イ 作業場で発生する一般ゴミの処理

ウ サポート作業

- ・動員者への防疫資材等配布

- ・防護服脱着作業の手伝い

- ・防疫従事者への消毒液の噴霧
 - ・うがい液の調整
 - ・踏み込み消毒槽の消毒液の交換 等
- エ 搬出作業
- ・処分畜及び汚染物品等のカウント及び記録（袋・容器数）
 - ・処分畜及び汚染物品等の運搬車両への積み込み
 - ・農場出入口での運搬車両等の消毒 等
- カ 不足資材等の搬入
- キ 農場消毒作業
- ク 発生農場周辺の交通規制

(5) 焼埋却地での対応

焼埋却地に動員された職員は、県現地対策本部の指示に従い下記の防疫作業等に従事する。

- ア 処分畜及び汚染物品等の受入れ作業
- イ 周辺住民の相談等の対応

(6) 地域住民説明会の開催

発生農場の周辺住民に対して、県現地対策本部の協力のもと説明会を開催し、不安解消や防疫作業に対する理解を求める。必要に応じ、数カ所で開催する。

- ・発生した特定家畜伝染病について
- ・発生状況について
- ・市（町村）及び県の対応及び進捗状況 等

(4) 移動制限区域内の対応

- ア 県現地対策本部が実施する移動制限予定区域内の畜産農家等に対する清浄性確認検査等への協力
- イ 県現地対策本部と連携し、消毒ポイントの設営と、設営後の消毒ポイントでの畜産関係者量等の消毒を実施する。
- ウ 家畜等飼養者等（家きん以外の鳥類（愛玩鳥等）飼養者を含む。）に対する聞き取り調査

V 風評被害対策

1 市（町村）民相談に係る総合窓口の開設

特定家畜伝染病が発生した場合には、総合的な相談窓口を開設する。

- ・市（町村）民の健康相談
- ・食の安全（食肉及び鶏卵等）に関する相談
- ・飼育動物（ペット及び愛玩鳥等）に関する相談 等

2 市（町村）民等に対する広報活動

特定家畜伝染病が発生した場合には、市（町村）民生活の不安解消のため、県防疫本部と連携し、迅速に発生状況や取組状況等について広報する。

- ・パンフレットや広報紙を作成し各戸あてに配布
- ・市（町村）のホームページを随時更新し最新の情報を掲載
- ・必要に応じ防災無線を活用

3 動物（愛玩鳥等を含む）を飼育している学校等への情報提供

正しい情報の提供により適切な対応を求め、不安の解消や被害発生の防止に努める。

4 農家支援対策

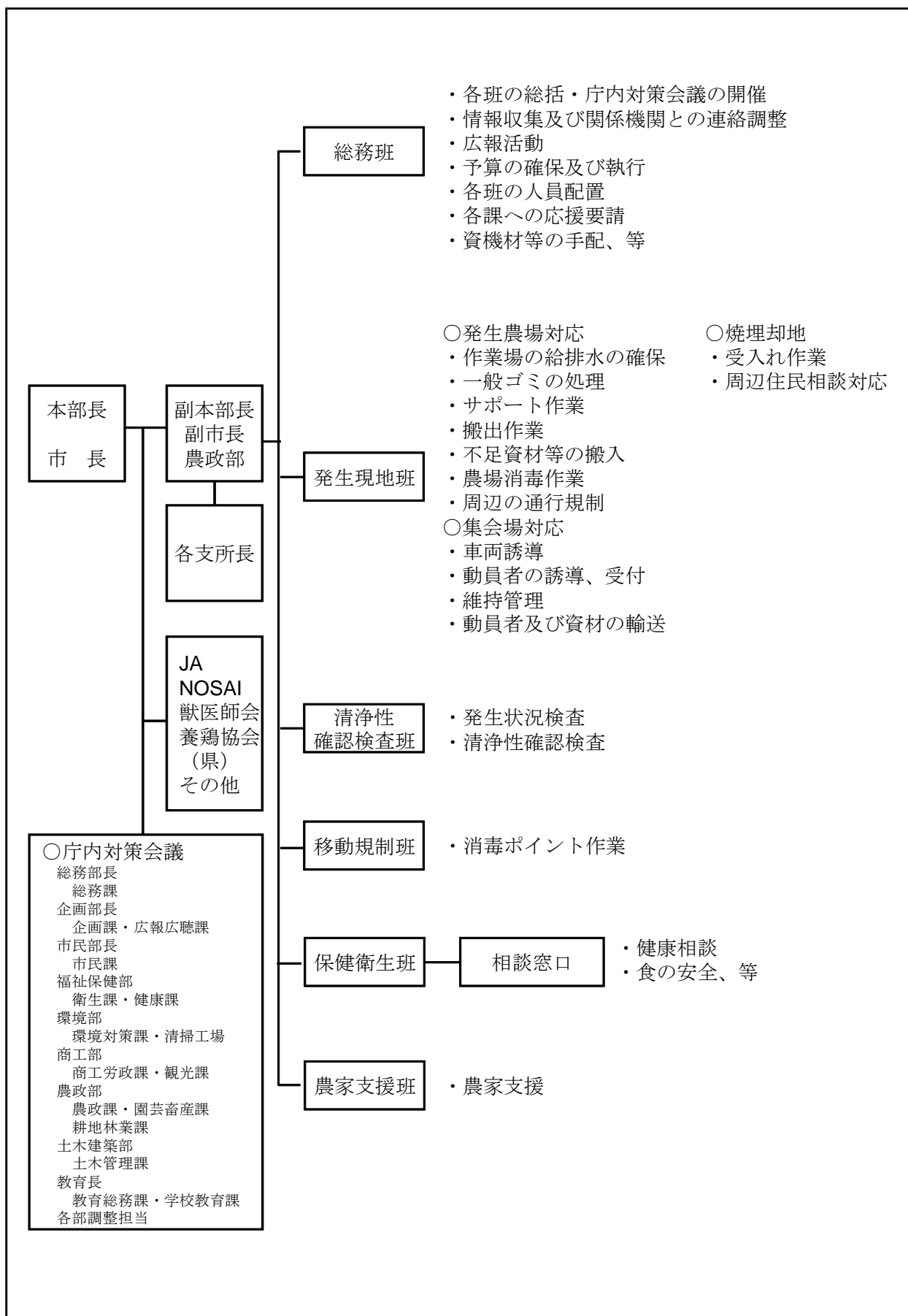
（1）県現地対策本部と連携し、家畜等飼養者の損害調査を行う。

- ・発生農場における殺処分された家畜等の頭羽数
- ・移動規制に伴う家畜の売上げの減少額又は飼料費、輸送費若しくはその死体の焼却費、埋却費若しくは化製費の増加額
- ・移動規制に伴う生乳、家畜人工授精用精液、家畜受精卵及び卵の売上げの減少額又は保管費、荷役費、輸送費、焼却費、埋却費若しくは化製費の増加額

（2）県現地対策本部と連携し、家畜等飼養者に対する経営支援対策を行う。

(資料 1)

〇〇市特定家畜伝染病対策本部組織図 (例)



(資料 2)

飼養衛生管理基準

(家畜伝染病予防法施行規則第 21 条)

- (1) 畜舎及び器具の清掃又は消毒を定期的に行うとともに、家畜及び作業衣、作業靴等を清潔に保つこと。
- (2) 畜舎に出入りする場合には、手指、作業衣、作業靴等について、家畜の伝染性疾患の病原体がひろがるのを防止するために必要な消毒その他の措置をとること。
- (3) 飼料及び水に家畜及びねずみ、野鳥等の野生生物の排せつ物等が混入しないように努めること。
- (4) 他の農場等から家畜を導入する場合には、当該家畜を導入することにより家畜の伝染性疾患の病原体がひろがるのを防止するため、当該家畜に異常がないことを確認するまでの間他の家畜と接触させないようにすること。
- (5) 他の農場等に立ち入った者がみだりに畜舎に立ち入らないようにするとともに、他の農場等に立ち入った車両が農場に出入りする場合には、当該車両の消毒に努めること。
- (6) 畜舎の屋根又は壁面に破損がある場合には、遅滞なく修繕を行うとともに、窓、出入口等の開口部にネットその他の設備を設けることにより、ねずみ、野鳥等の野生動物及びはえ、蚊等の害虫の侵入の防止に努め、必要に応じて駆除すること。
- (7) 家畜を他の農場等に出荷する場合には、当該家畜が移動することにより家畜の伝染性疾患の病原体がひろがるのを防止するため、当該家畜の健康状態を確認すること。
- (8) 家畜の異常をできるだけ早期に発見することができるよう、家畜の健康管理に努め、異常が認められた場合その他必要な場合には、獣医師の診療を受け、又は指導を求めること。
- (9) 家畜の健康に悪影響を及ぼすような過密な状態で家畜を飼養しないこと。
- (10) 家畜の伝染性疾患の発生の予防に関する知識の習得に努めること。